

京都市告示第204号

計量法第21条第1項の規定によりひょう量500キログラム以下の質量計について、次のとおり定期検査を行います。

平成18年 9月22日

京都市長 榊本頼兼

1 集合検査

実施区域	実施期日	検査場所
左京区	平成18年10月24日(火)	明德小学校
	平成18年10月25日(水)	北白川小学校
	平成18年10月26日(木)	養正小学校
	平成18年10月31日(火)	錦林小学校
	平成18年11月1日(水)	修学院第二小学校
	平成18年11月2日(木)	第四錦林小学校
	平成18年11月6日(月)	大原小学校
	平成18年11月7日(火)	松ヶ崎小学校
	平成18年11月8日(水)	下鴨小学校
	平成18年11月9日(木)	養徳小学校
	平成18年11月13日(月)	第三錦林小学校
	平成18年11月14日(火)	新洞小学校
	平成18年11月15日(水)	修学院小学校
	平成18年11月16日(木)	葵小学校
	平成18年11月22日(水)	左京保健所
平成18年11月29日(水)	計量検査所	

※検査時間は、午前10時00分から午後2時30分まで  
ただし、11月7日のみ午前11時から午後2時まで

2 巡回検査

実施区域	実施期日	検査場所
左京区	平成18年10月23日(月)から 平成18年12月8日(金)まで	質量計の所在場所

(計量検査所)